

入会及び会費規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本小児科学会（Japan Pediatric Society）（以下「この法人」という。）定款第5条及び第6条の規定に基づき、この法人の会員としての入会及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 定款第6条に定める入会申込者に対する理事会の承認基準は原則として、次のとおりとする。

- (1) 正会員 小児科学・小児医療に関連のある研究者または小児医療あるいは保健の業務に従事する者。
- (2) 団体会員 小児科学の研究、小児医療または保健に関係のある非営利団体。

(会費)

第3条 定款第5条に定める会費年額は次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 団体会員 10,000円

(入会手続)

第4条 この法人の正会員または団体会員になろうとする者は、所定の入会申込書（様式第1号）に、必要事項をすべて記入し、押印し、当該年度の会費を添えてこの法人の事務所に提出しなければならない。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記から施行する。

- 2 この規則は、平成29年4月15日から施行する。